◇用語説明◇

あ行

〇応急仮設住宅 [J-4,J-5]

災害救助法に基づき地域において震災により住家を失い、自己の資力によっては居住する 住家を確保できない被災者に対して供与する住宅のことである。

○応急危険度判定 [J-1,J-2]

防災ボランティア(建築物の応急危険度判定員)を活用して、被災直後、短時間で被災建築物の状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について判断すること。

〇応急修理(災害救助法に基づく) [J-3]

災害救助法に基づく応急修理とは、災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半壊した場合に、自らの資力では応急修理ができない者で知事が必要と認めるものを対象に実施する居住に必要な最小限(居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことができない部分)の応急修理をいう。

か行

○街区別被害台帳 [T-2]

家屋・住家被害状況調査(第2次)の結果から、被害状況別の建物棟数を街区ごとに算出して整理する台帳をいう。この台帳を基に「街区別被害状況図」、「地区別被害状況図」を作成する。

〇家屋被害概況調査 [T-1]

被災直後から災害対策本部に集積する情報等を基にした区全体の家屋被害概況の把握をいう。調査結果は、建築制限(建築基準法第84条)の区域指定や被災市街地の復興計画検討等の基礎資料となる。

〇家屋·住家被害状況調査 [T-2]

災害対策基本法第53条により区市町村が都道府県に報告する被害の程度のうち、住家の被害に関する事項(全壊全焼、半壊半焼等区分別の棟数、これらの住家に居住していた者の人員及び世帯数)及び非住家の被害に関する事項(全壊全焼、半壊半焼等区分別の棟数)を把握するための調査をいう。区が被災地区内の全建物を住宅地図を基に調査し、被害状況を把握する。本調査は、街区別被害度分布図等の作成、住宅被害戸数・世帯数調査、り災証明発行のための調査を兼ねるものとしている。

〇がれき集積用地 [A-20]

震災により倒壊した建築物等を除去する際に発生するがれきは、大規模な被害を受けた場合には大量に発生することが予想される。直ちに焼却等の処分をすることは困難なため、これらを一時的に集積しておくための用地を指す。

〇既存不適格建築物 [J-9]

建築基準法や条例の施行、適用の際、現に存在する建築物で、法令の規定に適合しないものをいう。

〇グループホーム [I-12]

認知性高齢者を対象とする「認知対応型共同生活介護」であり、介護が必要な認知性のお年寄りが5人から9人程度の小人数でスタッフと共同生活を営みながら、認知症の緩和を促すことを目的とした介護サービスのこと。なお、知的や身体、精神などの障害者の分野においてもグループホームと呼ばれる施設がある。

〇建築制限 [T-6, T-7]

市街地が災害にあった場合に計画的な都市復興を推進するため、区域を指定し、その区域 内における建築物の建築を制限し、又は禁止すること。建築基準法第84条においては、災 害が発生した日から最大2か月の期間について建築制限が実施できる。被災市街地復興特別 措置法第7条においては、被災市街地復興推進地域に対して同じく2か年の建築制限が実施 できる。

〇コミュニティビジネス [C-2]

地域が抱える課題を住民が主体となってビジネスの手法を用いて解決し、その活動の利益をコミュニティの再生を通じて地域に還元する事業のこと。(住民による独居高齢者用宅配弁当会社などの例がある。)

さ行

〇災害対策本部 [A-1]

災害対策基本法第23条に基づき、大規模な災害が発生し、また、発生するおそれがある と認めた場合に、災害対策活動の推進を図るために区長が設置する組織である。区において は、その地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施する。

〇参加型まちづくり [T-9]

地域のまちの問題について、そこに暮らす住民同士が話し合い、行政がバックアップすることによって、良好なまちづくりを推進していくこと。地域住民が協議会等を組織し、まちづくりについての提案をまとめたり、行政とともに地域のまちづくりの施策を展開したりする。復興に当たっては、住民意見を踏まえて、行政が作成する復興都市計画等の原案を基に、さらに地域住民との意見交換を図りながら行政は復興都市計画を確定させて、復興事業に取り組んでいくことになる。

〇市街地再開発事業 [T-3, T-4, T-9]

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備などを行う事業である。事業地区内の権利者の権利の処分方法の違いによって、第一種市街地再開発事業(権利変換方式)と第二種市街地再開発事業(管理処分方式)とに区分される。

〇市街地復興整備条例 [T-8]

大規模な地震により被害を受けた市街地の復興に際し、市街地の計画的な整備について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、災害に強い活力のある市街地

の形成に資することを目的とする条例をいう。復興の理念、復興対象地区の指定、都市復興基本計画の策定、被災市街地復興推進地域の指定、建築行為の届出などの内容で構成される。

〇事業用仮設建築物 [T-10]

土地区画整理事業や市街地再開発事業を行う場合、従前あった店舗や住宅用に仮設する建築物をいう。

〇時限的市街地 [T-10]

コミュニティを壊さず、地域住民による復興地域づくりを円滑に進めることを目的に、できるだけ地域内に、仮設の住宅、店舗や事業所を設置し、残存建築物を利用しながら、暫定的につくる市街地のこと。

〇自力仮設住宅 [T-10]

個人の資力により建設した仮設の住宅等をいう。

〇震災復興グランドデザイン [T-4]

震災後、迅速かつ計画的な復興が図れるよう、あらかじめ復興都市づくりのあり方を都民と共有しておくことを目的に、平成13年5月に東京都が広域復興計画のモデルプランとして作成したものである。

〇震災復興検討会議 [A-4]

区長が設置する学識経験者や区民等の代表からなる委員会である。震災復興に関する基本方針や個別施策等について検討を行うとともに、マニュアルの見直しに関し、助言を行う。

〇震災復興総合計画 [A-3]

震災復興総合計画は、震災復興に係る区政の最上位計画として位置づけられるものであり、理念、基本目標、計画期間、施策体系、分野別復興計画及び地域別復興計画によって構成される、いわば復興のためのマスタープランである。

〇震災復興本部 [A-1, A-2]

市街地が災害にあった場合に、復旧・復興にかかわる各種調査や復興計画の立案、災害対策本部及び国、周辺自治体等との調整などを行い、円滑かつ計画的な復興事業を推進するための組織である。区は、被災の程度などを踏まえながら必要に応じて、被災後1週間程度をめどに設置する。

〇震度 [I-4]

地震動の強さの程度を表すもので、「計測震度計」によって測定されている。計測震度に 応じて、震度 0 から震度 7 までの 10 段階の震度階級が発表されている。

た行

〇地域福祉需要調査 (兼被災者の生活実態調査) [F-1]

要配慮者の福祉ニーズを現場において的確に把握し、関係機関と調整の上適切な措置を行うために区において実施される調査である。被災者の生活実態調査とは、全被災者(ここでは震災時に被災地区内に居住していた住民をいう。)を対象に、被災前の状況(住所、世帯構成、住宅状況等)、被災後の状況(居住場所、身体及び健康状態等)、被害状況(住宅、身

体等)、今後の生活の意向等について把握するために区が行う調査であり、地域福祉需要調査 と同時に実施する予定である。

〇地域復興協議会 [C-2]

被災地域の復興について住民自身が主体的に参画し、地域力を活かして復興に取り組む母体となる組織のこと。

〇地域防災計画 [I-3]

災害対策基本法に基づき、防災会議に作成が義務付けられているもので、予防に関する事項、応急対策に関する事項など、総合的な災害行政を推進するための計画である。

〇地域力 [C-2]

様々な地域の課題を地域の人々が、地域の人々のために解決し、互いに支え合う力、いわば「共助の力」をいう。復興において、NPOやボランティアと連携を図りながら、住民主体の大きな力として、発揮されることが期待されている。

〇地区計画 [T-9]

都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置や建築物の用途・形態等について地区特性に応じたきめ細かい規制・誘導を行う制度をいう。これにより計画的なまちづくりを促進する。

〇都市計画マスタープラン [T-3, T-4, T-8, T-9]

平成4年の都市計画法の改正により同法第18条の2に追加された、市区町村が自ら定める「市区町村の都市計画に関する基本的な方針」の別称である。市区町村は、それぞれの「基本構想」と広域的な都市計画の基本計画である「整備、開発又は保全の方針」に即して都市計画マスタープランを定めることが義務づけられた。この都市計画マスタープランは、市区町村の創意工夫のもとに住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めるものである。文京区は平成8年に策定している。

〇都市復興基本計画 [T-4]

都市づくりに関する復興計画であり、都市復興基本方針の考え方を踏まえて、行政が取り 組む具体的な復興施策を体系的に整理したものである。区復興マニュアルにおいては、被災 直後の混乱した状況下で即座に計画を立案することは困難であると考えられるため、当初は 骨子案の形で復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地の復興方針を示すに とどめ、その後、被災地区ごとの復興まちづくりの動向を踏まえた上で計画案を作成するこ とを想定している。

〇都市復興基本方針 [T-3]

被災者の生活再建や市街地の復興など、都市の復興に関する行政の基本的な考え方を被災後の早い段階で区民に提示するものであり、その後、復興のための各種施策を展開するに当たっての指針となる。

〇都心共同住宅供給事業 [J-9]

都心の地域及びその周辺の地域において、一定の要件を備えた共同住宅供給事業に対して 補助等を行うことにより、良質な中高層共同住宅の供給を促進し、都心居住の回復、推進を 図る事業をいう。

〇土地区画整理事業 [T-3, T-4, T-9]

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる、 土地の区画形質や公共施設の整備に関する事業である。事業の基本的な仕組みは、道路、公 園などの公共施設用地を生み出すために、土地の所有者から土地の一部を提供してもらい(減 歩)、宅地の形を整えて交付する(換地)ものである。事業に要する費用は、原則として施行 者が負担するが、保留地を定めたときは、この保留地処分金が財源となる。

は行

〇被害想定 [I-4]

文京区では、平成24年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、文京区での被害が最大となる「東京湾北部地震」に基づく被害を想定する。

〇被災市街地復興推進地域 [T-4, T-7]

被災市街地復興特別措置法第5条において、大規模な災害により建築物の集中的な被害を受けた区域については、緊急かつ健全な復興をする必要があること、また、放置しておけば再び災害に対してぜい弱な市街地が形成されるおそれがあることから、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定することができるとしている。指定された地域においては、同法第7条により必要最小限の建築行為等の制限が適用される。

〇被災市街地復興特別措置法 [T-4, T-7]

阪神・淡路大震災を受けて、大規模な災害が発生した市街地の復興に関する都市計画の基本的な制度を確立するため、平成7年2月に公布施行されたものである。特徴としては、阪神・淡路大震災の被災地に限定したものではなく、大規模な災害を受けた市街地に対して一般的に適用される法律であること、市区町村が復興の中心的存在となり、これを都道府県や国などがサポートしていく構造になっていること、最長2年の建築制限ができる被災市街地復興推進地域の指定が盛り込まれたこと等が挙げられる。

〇被災者総合相談所 [A-16]

専門家、ボランティアとの十分な連携の下で、震災復興に関する情報提供や相談、各種申請等を総合的に取り扱う組織として、地域活動センター単位での設置を検討する。

〇被災度区分判定調査 [J-1]

被災建物の所有者がその建物の長期継続使用の可否(どの程度の修復・補強が必要か、取壊しが必要か)について判定するため建築構造に関する専門家により実施する建築物被災程度調査である。公共建築物については、建物所有者の責務として実施するとともに、その後の応急・復旧活動の拠点としての使用の可否にも資するものとする。

〇避難行動要支援者 [F-1, F-3]

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。具体的には、区市町村が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象となる人。

※要配慮者・・・発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する 者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。

○復興事業計画 [T-11]

復興まちづくりで導入する法定事業の事業計画をいう。土地区画整理事業、市街地再開発 事業では、施行地区、設計の概要、事業施行期間、資金計画等について示す。事業計画の策 定手順は、実施する手法によって異なるが、いずれの事業手法においても、地区住民との十分な協議を行う必要がある。

○復興地区区分 [T-8]

被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるために、被災後に復興対象地区を以下のとおり「重点復興地区」、「復興促進地区」、「復興誘導地区」及び「一般地区」の4区分に分けることをいう。

①重点復興地区

被災が集中的に発生し、かつ、都市基盤が末整備の地区で、計画的な復興を図るために建築制限を実施し、抜本的な都市改造事業を行う必要がある地区をいう。

②復興促進地区

「重点復興地区」と「復興誘導地区」の中間に位置付けられ、一部地区で抜本的な都市改造事業を実施し、その外では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう。

③復興誘導地区

被災が散在的に見られる地区で、主として個々の家屋の更新 (自力再建) によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう。

4)一般地区

被害がほとんど見られない地区をいう。

○復興都市計画 [T-9]

「修復型事業計画」とともに「復興まちづくり計画」を構成する計画である。「市街地復興整備条例」に基づく「重点復興地区」内の土地区画整理事業や市街地再開開発事業などの都市計画決定を伴う事業を実施する地区において、対象区域、都市施設、地区施設、地域地区等の内容について、地区住民と協働して策定する。

○復興まちづくり計画 [T-9]

「復興都市計画」及び「修復型事業計画」で構成される計画である。「市街地復興整備条例」に基づき「重点復興地区」及び「復興促進地区」に指定された地区ごとに、都市復興の方向性や事業手法を示すものであり、地区住民と協働して策定する。

ま行

○マグニチュード [I-4]

地震を引き起こしたエネルギーの規模を表す。数値が大きいほど規模は大きくなる。Mでも表される。関東大震災ではM7.9、阪神・淡路大震災ではM7.3、新潟県中越沖地震ではM6.8(暫定値)だった。

(出典) 用語説明を作成するに当たり、以下の報告書を参照した。

- ・東京都「震災復興マニュアル」平成15年3月。
- ・東京都「震災復興マニュアル 復興プロセス編」平成15年3月。
- · 東京都防災会議「東京都地域防災計画 震災編」平成 26 年修正。

文京区震災復興マニュアル

平成27年3月発行

事務局 文京区総務部防災課

文京区都市計画部都市計画課

住 所 〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

電 話 (代表) 03 (3812) 7111

文 京 区

印刷物番号 G0114026